

令和6年度教育委員会会議（定例会）会議録

【日時】 令和6年7月23日（火）
【開会】 14時00分
【閉会】 15時54分
【場所】 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 田中 雅文
委員 野村 浩子	委員 森川 多供子
委員 西井 孝明	

【欠席委員】

委員 芳川 玲子

【出席職員】

教育次長 池之上 健一	
総務部長 佐藤 佳哉	
教育政策室長 岩上 淳	
教育環境整備推進室長 吉永 太	
職員部長 北川 友明	
学校教育部長 小澤 毅夫	
生涯学習部長 大島 直樹	
健康給食推進室長 日笠 健二	
総合教育センター所長 大野 恵美	
庶務課担当課長 伊藤 卓巳	
教育政策室担当課長 堅月 基	
教職員人事課担当課長 松本 真爾	指導課担当課長 北島 正
教職員人事課課長補佐 須藤 良	指導課指導主事 森嶋 毅
生涯学習推進課担当課長 米井 克子	庶務課課長補佐・庶務係長 葛山 久志
生涯学習推進課担当係長 横田 和也	庶務課職員 和地 祥太
庶務課課長補佐 桐生 真由美	学校教育担当部長 植村 裕之
庶務課職員 曾根 一真	支援教育課担当課長 板橋 美由紀
教職員企画課担当課長 田中 誠志	支援教育課担当係長 鳥山 薫
指導課担当課長 山本 直	支援教育課指導主事 軍司 匠
指導課指導主事 塚野 剛史	
庶務課課長補佐 高木 直子	
庶務課職員 長谷川 俊太	

【署名人】

委員 西井 孝明	委員 野村 浩子
----------	----------

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(1 4 時 0 0 分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただ今から、教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、芳川委員が欠席でございますが、「教育長及び在任委員の過半数」である 4 名以上の出席がございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 4 条第 3 項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、1 4 時 0 0 分から 1 5 時 3 0 分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

4 月及び 5 月の定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者 6 名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第 1 3 条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第 2 条の規定により、本日の傍聴人の定員を 2 0 名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、異議なしとして傍聴を許可いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、陳情第3号及び報告事項No. 4は、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第1号に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第2号に該当するため、議案第14号は、訴訟、審査請求その他の争訟に関する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第3号に該当するため、議案第15号は、期日を指定して公表する必要がある事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第4号に該当するため、これらを非公開とすることに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、これらの議案は、非公開とすることに決定いたしました。

なお、議案第15号は、期日後は公表しても支障がないため、会議録には掲載することといたします。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

西井委員と野村委員にお願いいたします。

7 報告事項Ⅰ

報告事項No. 1 請願第1号の報告について

【小田嶋教育長】

それではまず、報告事項Ⅰに入ります。

報告事項No. 1「請願第1号の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

よろしくお願いいたします。

教育委員会宛での請願を受け付けましたので、御報告いたします。

ファイルナンバー 01、報告事項 No. 1 のファイルをお開きください。

資料については、教育委員の皆様には事前に送付しておりますので、全文を読み上げることは省略いたしますが、請願の趣旨は、「(1) 中学校歴史・公民教科書の採択に当たっては、教育基本法改正の趣旨及び学習指導要領の目標・内容を観点として最もふさわしい教科書を採択してください。(2) 中学校歴史・公民教科書の採択に当たっては、以下の記述内容に留意して採択してください。① 1937 年のいわゆる「南京事件」に関する記述について、②「慰安婦」に関する記述について、③「LGBT」に関する記述について」とするものでございます。

本日の教育委員会では、請願の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。

また、請願者より意見陳述を希望する旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、併せて御協議いただきたいと存じます。

説明は、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただ今報告がありました、請願第 1 号の取扱いにつきましては、今後審議していくということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

次に、請願の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については、10 分程度ということではいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

報告事項 No. 2 教科用図書採択の傍聴人の定員等について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項 No. 2 「教科用図書採択の傍聴人の定員等について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、報告事項 No. 2 「教科用図書採択の傍聴人の定員等について」、御説明させていた

だきますので、ファイルナンバー０２、報告事項Ｎｏ．２のファイルをお開きください。

本件は、令和７年度に市立学校で使用する教科用図書の採択に係る議事を行う、教育委員会会議（臨時会）の概要について、御報告するものでございます。

臨時会の開催日時は、令和６年８月２５日の日曜日午前９時３０分からでございまして、会場は、高津市民館大会議室でございます。

会場内に傍聴席を用意いたしますが、今年度につきましては、昨年度と同様、傍聴人の定員を１８０名と定めたいと考えております。

当日、午前９時の時点で、定員を満たしていない場合は、定員に達するまで先着順で傍聴券を配布いたします。午前９時の時点で、定員を超えた場合は、抽せんを行い、当選者に傍聴券を配布いたします。

なお、昨年度以前は、会場が総合教育センターであったことから、抽せんに外れた方に対し会議場の外に音声を流すという対応が可能でしたが、今年度の会場である高津市民館に確認したところ、会場の外に音声を流すという対応はできないということでございました。

備考については、記載のとおりでございます。

また、次ページには、参考として高津市民館１２階の平面図を掲載しております。

本件につきましては、本日の報告後に、報道機関へ情報提供を行うとともに、市ホームページに掲載し、広報を行ってまいります。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

御報告ありがとうございます。参考までにお聞かせいただきたいんですが、昨年度までの教科書採択で傍聴の方が会場に入り切らずに、会場の外で、スクリーンなどで御覧いただいた方の数というのをお聞かせいただけますか。

【伊藤庶務課担当課長】

スクリーンでは上映していないのですが、実は令和２年については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、会場内の傍聴席の定員を６２名とした関係で、ロビーでの音声傍聴という形で５０名の方に傍聴いただいたというところで、合計１１２名になろうかと思います。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

昨年度はロビーでの傍聴者というのはいなかったという認識でよろしいですか。

【伊藤庶務課担当課長】

昨年の傍聴人は７６名でございまして、全員会場内にお入りいただいたというところでございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございます。確認なんですけれども、総合教育センターではなくて、今年度、高津市民館で行う理由はどのようなものだったのでしょうか。

【伊藤庶務課担当課長】

今年度総合教育センターのいつも使用している第1研修室が天井の工事をやっております、その関係で使用できないということで、急遽、今年度に限り高津市民館とさせていただいたところでございます。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

開会時間も例年よりも30分早めておりますので、9時半から高津市民館の大会議室ということとです。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No. 2は終了といたします。

報告事項No. 3 令和6年度実施川崎市立学校教職員採用候補者選考試験について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 3「令和6年度実施川崎市立学校教職員採用候補者選考試験について」の説明を、教職員人事課担当課長、お願いいたします。

【松本教職員人事課担当課長】

それでは、よろしくお願いいたします。

ファイルナンバー03、報告事項No. 3のファイルを御覧ください。

「令和6年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験について」、御説明させていただきます。

この選考試験は、川崎市の教員を志望する方々の受験機会を拡充し、優れた人材、多様な人材の更なる確保を図るため、次のとおり新たに秋期選考を実施するものでございます。

「1 選考区分・校種等」でございますが、一般選考と特別選考A、教員や社会人の経験を有する方を対象とした選考、特別選考B、川崎市外で現職の教員をされている方を対象とした選考の3区分で、小学校50名程度の募集を行います。

また、特別選考C、過去に川崎市立学校で正規教員としての経験がある方を対象とした選考では、小学校、中学校／高等学校、特別支援学校で10～30名の募集を行います。

2 ページを御覧ください。

「2 特別選考対象者」につきましては、特別選考Aは、国公立学校における正規教員、川崎市立学校における臨時的任用職員・非常勤講師・一般任期付教員・期限付教員、及び社会人として勤務した経験がある方等を対象といたします。特別選考Bは、令和7年3月31日時点で市外の国公立学校における正規教員として3年以上勤務している方、特別選考Cは、川崎市立学校において平成21年4月1日以降で通算3年以上、正規教員として勤務し、令和6年4月1日現在、川崎市立学校の正規教員として在職していない方を対象といたします。

「3 受付期間」は、8月6日から9月24日までといたします。

「4 第1次試験」につきましては、一般選考と特別選考Aのみ実施いたします。これは、少し下の「※1」に記載のとおり、特別選考Bは市外の国公立学校において現職の正規教員として勤務していること、特別選考Cは本市の正規教員経験者であることから、第1次試験を免除するものでございます。

日時は、10月19日、会場は、川崎市役所第3庁舎にて実施いたします。

試験の内容でございますが、一般選考は筆記試験と小論文B、特別選考Aは筆記試験、小論文A、小論文Bを行います。なお、「※2」のとおり、小論文Bは、第2次試験の扱いとなりますが、第1次試験の受験者全員に実施いたします。

「5 第1次試験結果通知」につきましては、10月28日に受験者全員に文書で発送するとともに、本市ホームページに掲載いたします。

「6 第2次試験」につきましては、一般選考、特別選考Aは11月9日、10日のうち1日、特別選考B、特別選考Cは11月2日、3日のうち1日、川崎市教育会館で、場面指導と個人面接を実施いたします。

「7 第2次試験結果通知」につきましては、12月下旬に受験者全員に文書で発送するとともに、本市ホームページに掲載いたします。

説明は、以上となります。

よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等ございますでしょうか。

西井委員。

【西井委員】

御説明ありがとうございます。

2点ありまして、1つは、採用というか募集人員の数ですけれども、これは、たしか4月に御報告のあった小学校、中学校の教員が、いわゆる未充足するんですよね。これに対して若干、まだこれでも少ないかなというふうに思うんですけれども、これをこのように置かれた背景とか、その辺について1点教えてください。

それから、それぞれ一般選考と、それから特別選考A、Bの方というのは、特別選考はいわゆる御経験がある方ということだと思えるんですけれども、彼らも含めて現場に合格者が配属されるのは、来年の4月ということなののでしょうか。それよりも手前ということも考えられるのでしょうか。その2点を教えてください。

【松本教職員人事課担当課長】

1点目につきましては、このような状況ではございますが、昨年度からの応募者数、受験者数、そして合格者数、最後辞退も含めて、任用した数から見ていった中で、今年度このくらいが必要になるであろうということで、計算をいたしました。ということで、50名程度ということで。ただし、程度と書いてありますので、良い人材がいれば、積極的に採用してまいりたいと思っております。

2点目の任用につきましては、合格発表後に御本人の意向確認であるとか、あと例年行っております採用前講習会とか、そういったものを今年度、夏の試験と同じように、合格者の方で行った上で、来年4月1日任用という形で考えております。

以上でございます。

【西井委員】

分かりました。1点目については、ぜひ4月の内定者とそれから辞退者、それから実際に教員になりますと合意をいただいた方との間に、未充足になっているということも踏まえて言うと、できる限り来ていただけるように対応していただきたいのと、募集人員の枠にこだわることなく、優秀な方については採用していただいて、できる限り過不足、現場の未充足を解消するように、打ち手になるように考えてやっていただきたいなと思っておりますし、2点目についても、確かに事前に配属される前にトレーニングするのは非常に大変かもしれませんが、現場はそういう状態だということも踏まえて、もう少しでも柔軟にやる。つまり、今、先生方の意見交換会始まっていますけれども、4月1日に配属、学校に配属になる前に、もうちょっと身につけてもらったほうがいいような基本事項みたいなものをね、若干まだ足りていないのもあると思うんですよ。そういったことも含めて、4月1日でもいいけども、しっかりとした士気とか、トレーニングされた上で配属されるような工夫というのをやはり考えていかなければいけないと思うんですよ。スタートの採用の部分と、それからやっぱり先生方の学校がちゃんと即戦力で働いてもらえるような、そんな状態に仕上げるということを意識して、秋採用というのを考えていただければありがたいなと思います。ぜひ、考えていただきたいと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。任用というか、正規の採用は4月1日からとなるでしょうけど、本人が望んで、例えば臨任とか、非常勤に登録すれば、その前に現場経験を積むということは可能ではありますよね。

【松本教職員人事課担当課長】

はい、もちろんでございます。ただ、選考の区分によりましては、来年の3月まで、きちんとお勤めした上でという区分もありますので、その条件をきちんと満たしていれば、もちろん事前に登録をしていただいて、現場に入っていただくことは可能でございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

御説明ありがとうございました。私からは1点、ジョブ・リターン制度なんですけど、かなりたくさんの、非常に能力の高い方がおやめになっていらっしゃるんですけども、事情は介護であったり子育てであったり、ただ時間の流れとともに環境変わっていると思いますので、その方たちへ戻ってきませんかというような、その宝の山の皆様に御案内とか、そういったことはされているのでしょうか。

【松本教職員人事課担当課長】

本日のこの報告を行った上で、今ちょうど、パンフレット等を作成しております。この後、各学校の、まずは校長先生方とか、現場の先生方で、あの先生と名前が出てくると思うので、まずは川崎の学校現場にそのパンフレットをお送りして、応募期間を長めに取っていますので、この夏の間にその方々から、人づてじゃないんですけども、声をかけていただくように考えております。

【森川委員】

ありがとうございます。ぜひ、いい方がたくさんいらっしゃるので、ぜひよろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょう。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

ちょっと細かいことで恐縮なんですけど、3つほど質問してよろしいですか。1つは、受付とか試験の時期なんですけども、夏の時期に試験を受けた方の合格発表がまだないうちに受付になりますよね。そうすると、まだ合格かどうか分からない方については、もう1回、念のためにここでチャレンジしようと思って、応募してもいいのかどうか、ということであるとか、それともう1つ合わせて、試験日が10月19日ですけども、この時点では既に、夏の時期の募集の合格発表は終わっているのかどうか。3つのうち1つ目がそれなんで、まず、それだけ答えていただけますか。

【松本教職員人事課担当課長】

合格発表前に申込みは可能にしております。ですので、自分が合格か不合格か分からない、また、川崎だけではなく、他都市はもっと早く発表が出る都市もありますので、その2次試験なり発表が出た時点で、残念だったから、でも川崎があると言って、申込みいただければそれは、お受けしたいと思います。

それから、もともとの夏の試験の合格発表を10月16日に設定しておりました。実は、小学校だけは、少し発表を早めようと思っております。9月中旬に発表を終える予定でいますので、

こちらの受付期間の締切前に発表を、小学校に関しては50名程度募集しますので、先に発表させていただいて、ほかの校種につきましては、予定どおり10月中旬と考えております。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございました。分かりました。

それでは、2つ目、3つ目は、まとめてお話しします。2つ目は、ここには私立の学校の方は対象になっていないようなのですが、それについては、この範囲外と考えるのか、というのが2つ目の質問です。

3つ目の質問は、このAとCを比べてみたとき、Aのほうにある国公立学校における正規教員の経験というのは、当然川崎市立学校も入るわけですけど、AとCはだから、一部ダブっているように見えますが、それはそれでいいわけでしょうか。というのも、川崎の学校で経験している方は、Cのほうで申し込んだほうが多分、1次試験が免除になるので、有利になるということでしょうかね。ちょっとその辺り、概念上の整理がどうなっているのかと思ひまして、お願いします。

【松本教職員人事課担当課長】

分かりづらくて申し訳ございません。夏の試験で申し上げますと、いわゆる特別選考Ⅰと呼んでいるものが、正規教員経験者で、特別選考Ⅱが川崎市での臨任、非常勤の経験、もしくはされている方で、特別選考Ⅲが社会人、民間経験の方ということで、今回の特別選考Aというのが、夏のその特別選考Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを合わせた形でのお申込みをいただけると考えております。特別選考Cにつきましては、その中でも特に川崎で3年以上、過去15年の中でお勤めいただいている方は、面接のみでというふうな区分で考えております。

なので、私立の先生につきましては、特別選考Aであれば、お受けいただくことができるということでございます。

以上でございます。

【田中教育長職務代理者】

そうすると、ただ、これを、これだけ見ると、私立の学校での経験がある方は当てはまらないと思ってしまうと思うんですが、それは大丈夫ですか。

【松本教職員人事課担当課長】

そうですね。もしお問合せいただければ、その時点でお答えしようとは思っておりますけれども、特別選考Aという枠の中では、お受けいただくことができますので、これは本日の報告の資料ということで、この後ホームページ等発表する実施要領の中には、そこの辺り、もう少し細かく書いてお伝えしていきたいなと思っております。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。では、念のためですけど今後、ここは国公、私立学校としておいたほうがよろしいのではないかと思います。

【松本教職員人事課担当課長】

今、特別選考Aの方におっしゃっている。

【田中教育長職務代理者】

はい。

【松本教職員人事課担当課長】

分かりづらくて申し訳ございません。私たちは私立の先生方は、特別選考Ⅲに当たる内容で、社会人として勤務した経験がある方の中に、私立学校の経験の方を含めてと考えております。

【小田嶋教育長】

夏の選考も私学経験者は、今の特別選考Ⅲで受けているわけですね。今、田中委員のおっしゃった意見というのもすごく分かりやすいかと思うので、とにかく私学の方がどこに当てはまるのかということが分かるように、工夫していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 3は終了といたします。

8 議事事項Ⅰ

議案第11号 川崎市教育委員会事務局設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項Ⅰに入ります。

議案第11号「川崎市教育委員会事務局設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、議案第11号につきまして、御説明申し上げます。

ファイルナンバー04、議案第11号をお開きください。

はじめに、3ページを御覧ください。制定理由でございますが、「教育委員会事務局を移転するため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、4ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

本則の改正でございますが、本庁舎整備事業の一環として教育委員会事務局が第3庁舎に移転することから、住所を改めるものでございます。

なお、附則において、この規則の施行期日を令和6年7月29日とする旨を定めております。

議案第11号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等はいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第11号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

議案第12号 川崎市川崎市民館・労働会館条例施行規則の制定について

【小田嶋教育長】

次に、議案第12号「川崎市川崎市民館・労働会館条例施行規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、議案第12号「川崎市川崎市民館・労働会館条例施行規則の制定について」、御説明申し上げます。

はじめに、新たに制定する規則の概要につきまして、生涯学習推進課担当課長から御説明申し上げます。

【米井生涯学習推進課担当課長】

御説明を申し上げますので、ファイルナンバー05-2、議案第12号資料を御覧ください。川崎市川崎市民館・労働会館への指定管理者制度の導入スケジュールでございます。

令和6年4月10日の教育委員会会議において、「(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館条例の制定の方針について」として審議いただいた条例制定議案につきまして、6月の市議会定例会へ提出し、同月19日に可決しましたことから、指定管理者の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるため、本規則を制定するものでございます。

規則制定後は、仕様書等の作成など、指定管理者の募集準備を行い、令和7年1月に指定管理者募集の公告を行います。3月に外部有識者で構成する民間活用事業者選定評価委員会で指定管理予定者の選定を行い、5月の教育委員会会議において報告させていただいた後、6月の市議会定例会へ指定議案の提出を予定しております。

その後、指定管理者と協定書を締結し、運営開始準備を行い、令和8年2月から指定管理者による運営を開始する予定でございます。

これらの手続については、当施設を共同で所管する経済労働局と連携しながら進めてまいります。

なお、参考資料として、川崎市川崎市民館・労働会館条例を添付しておりますので、後ほど、御参照願います。

説明につきましては、以上でございます。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、引き続き、議案の詳細について、御説明いたします。

ファイルナンバー05-1、議案第12号の6ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「川崎市川崎市民館・労働会館条例の実施について必要な事項を定めるため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、2ページを御覧ください。

新たに制定する規則においては、今後指定管理者による運営を開始するまでの手続として、第2条において募集に当たって公告する事項、第3条において提出していただく書類、3ページにまいりまして、第4条において指定管理者の予定者となる法人等の決定に関する事項、第5条において指定管理者を指定した場合の通知、4ページ目にわたりますが、第6条において指定管理者と教育委員会で締結する協定の内容を定めるものでございます。

なお、附則において、この規則の施行期日を公布の日とする旨を定めております。

議案第12号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問、御意見等ございますでしょうか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

御説明ありがとうございました。ちょっと細かいことなんですけど、今のたまたま目についた第4条なんですけど、法人等とありますけれども、法人でなくても指定管理者になる資格があるということも想定されているということでしょうか。

【米井生涯学習推進課担当課長】

法律上、法人でなくとも指定管理者にはなれるとされておりますので、ここは「等」になってございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第12号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

議案第 13 号 川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

【小田嶋教育長】

次に、議案第 13 号「川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、議案第 13 号につきまして、御説明申し上げます。

ファイルナンバー 06、議案第 13 号をお開きください。

はじめに、4 ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「ランチタイムシフト勤務を導入するため、この訓令を制定するもの」でございます。

続いて、5 ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

別表第 1 の改正でございますが、地域の飲食店への経済効果の波及などを考慮し、市長事務局が、本庁舎、第 3 庁舎などで勤務する職員を対象にランチタイムシフト勤務を導入することから、教育委員会においても同様に、第 3 庁舎などで勤務する職員を対象にランチタイムシフト勤務を導入するものでございます。

なお、附則において、この訓令の施行期日を令和 6 年 8 月 1 日とする旨を定めております。

議案第 13 号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第 13 号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

傍聴人の方に申し上げます。

これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づき、傍聴人の方は御退室くださるよう、お願いいたします。

<以下非公開>

9 陳情審議

陳情第3号 いじめ重大事態に関する陳情について

山本指導課担当課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、陳情第3号は不採択として決定された。

10 報告事項Ⅱ

報告事項N○. 4 いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査審議について

山本指導課担当課長が説明した。

報告事項N○. 4は終了した。

11 議事事項Ⅱ

議案第14号 公文書開示請求に係る審査請求の裁決について

葛山庶務課課長補佐・庶務係長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第14号は原案のとおり可決された。

議案第15号 不登校対策の充実に向けた指針の策定について

【小田嶋教育長】

次に、議案第15号「不登校対策の充実に向けた指針の策定について」の説明を支援教育課担当課長、お願いいたします。

【板橋支援教育課担当課長】

よろしくお願いいたします。議案第15号「不登校対策の充実に向けた指針の策定について」、

御説明いたします。

資料は、ファイルナンバー０８－１、議案第１５号が指針の本編、０８－２が指針の概要版でございますが、パブリックコメントの実施結果により説明させていただきますので、ファイルナンバー０８－３を御覧ください。

１ページを御覧ください。

不登校対策の充実に向けた指針につきましては、本年３月の教育委員会会議におきまして、指針案を御説明し、パブリックコメントの手續等について決定をいただきましたが、本日は、パブリックコメントの実施結果を踏まえ、指針の決定につきまして、お諮りするものでございます。

「２ 意見募集の概要」でございますが、本年４月２２日から５月２１日まで意見募集を行いました。

２ページを御覧ください。

「３ 結果の概要」でございますが、８１通、３３８件の御意見をいただきました。

「４ 意見の内容と対応」でございますが、主な意見として、不登校の実態調査に関する意見や、学校への人員配置を求める意見、民間フリースクールに係る財政的援助に関する要望などが寄せられました。

本市の対応といたしましては、一部意見を踏まえ、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりや、義務教育段階終了後の不登校対策に係る表記を追加・修正するとともに、所要の整備を行った上で、「不登校対策の充実に向けた指針」を策定いたします。

意見の件数と対応区分でございますが、表に記載のとおりでございます。

以下寄せられた御意見及び本市の考え方を取りまとめておりますので、主なものを御紹介いたします。

３ページを御覧ください。

表の左端のナンバー欄の３番でございますが、「義務教育段階終了後の不登校対策」に関して、中学校夜間学級についての記述がないが、この対策にはあたらないのか」との御意見をいただき、本市の考え方といたしましては、本市では中学校１校に夜間学級を設置しており、不登校等の理由により、学習する機会がなかった中学校既卒者に対する学び直しの場合としても活用していることから、本指針において、義務教育段階終了後の不登校対策としての位置付けをより明確に示すため、記述を追加いたしました。

４番から１６番までにつきましては、「不登校児童・生徒の実態把握に関して、より実態に即した調査を行ってほしい」との御意見がございまして、本市の考え方といたしましては、不登校児童生徒等の実態把握については、今後具体的な取組を検討する上で重要と考えており、指針の取組１０、「専門の相談・支援機関との連携強化」に記載のとおり、不登校児童生徒等一人ひとりの状況に応じた適切な支援が実施できるよう、必要な相談・支援機関とつながっているかなど、一人ひとりの実態を把握し、誰一人取り残さない支援の実施に努めてまいります。

続きまして、６ページを御覧ください。

２５番でございますが、「魅力ある学校づくり」が必要という考え方に少々疑問を感じる。「魅力」という言葉は、前向きで外交的で引きつけるようなイメージで、安心・安全な居場所とはイメージが異なる。「だれもが安心して過ごせる学校づくりの推進」等の表現が相応しい」との御意見をいただきまして、本市の考え方といたしましては、不登校対策においては、全ての児童生徒にとって、自分の所属する学校や学級が、安心していきいきと過ごせる居場所となるよう、魅力

ある学校づくりに向けた取組を進めることが重要と考えており、市民に誤解を生じさせることなく、本市のめざす学校の在り方や、その実現に向けた取組について、よりの確に伝えるため、いただいた御意見を踏まえ、取組名を「誰もが安心して学べる魅力ある学校づくり」に修正いたしました。

続きまして、１７ページを御覧ください。

９８番から１１１番までにつきましては、「学校の別室指導について、先生だけでなくボランティアや地域人材を活用し、人員を配置してほしい」との御意見がございまして、本市の考え方といたしましては、別室指導を行う人員体制に課題があると認識していることから、学校の中で安心して学習や生活ができるよう、今年度、一部の小・中学校において、試行的に新たな支援スタッフの配置を行っており、こうした取組の効果等を検証しながら、今後の対応について検討してまいります。

続きまして、２８ページを御覧ください。

１６２番から１６４番までにつきましては、「フリースクールの利用料について、保護者の費用負担が大きく、東京都、鎌倉市等が利用料を助成していることから、本市でも実施してほしい。また、フリースクールが持続的に運営できるよう、事業の補助もお願いしたい」との御意見がございました。

本市の考え方といたしまして、文部科学省によると、フリースクールとは、「一般に、不登校の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設」とされておりますが、本市では、ゆうゆう広場や民間フリースクール等へ通学・活動することにより、指導要録上の出席扱いを受けている児童生徒のうち、就学援助費の支給対象と認定された家庭を対象に、一定条件の下、児童生徒のフリースクール等への往復交通費や、宿泊を伴う活動経費の一部を交付しております。

なお、フリースクールに限った補助金ではございませんが、本市では、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくりを進める団体を育成・支援するため、「地域子ども・子育て活動支援助成事業」を実施しており、不登校児支援を行っている団体にも交付実績がございます。引き続き、こうした団体への支援を行ってまいります。

続きまして、３２ページを御覧ください。

１８７番から１９５番までにつきましては、「教員だけで不登校対策を考えるのではなく、親の会や民間支援団体の声に耳を傾けることで、不登校に関する理解を深めてほしい」との御意見がございまして、本市の考え方といたしましては、指針の取組１１「親の会・フリースクール等との連携・協力体制の構築」に記載のとおり、不登校児童生徒及びその保護者に対して、親の会やフリースクールなど不登校児童生徒及びその保護者への支援を行っている民間団体と連携・協力しながら、適切な支援ができる体制を構築してまいります。

主な御意見は以上でございます。

続きまして、４７ページを御覧ください。

「５ 案からの変更点」として、御意見を踏まえ、指針本編の変更点一覧でございます。

また、変更を反映した指針本編は、ファイルナンバー０８－１でございます。

資料の御説明は、以上でございまして、本指針につきましては、今週２５日に市議会の文教委員会へ報告してまいります。

説明は、以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等はいかがでしょうか。

西井委員。

【西井委員】

大変たくさんのパブリックコメントをいただいている、とてもよかったなというふうに思いますし、こういうふうにまとめられた対策の仕方を講じていくということについて、賛成をいたします。

ただ、1点、考え方として、何人も意見を言われたと思うんですけど、いわゆる幼児教育と小学校と教育とのギャップがあるんじゃないかという辺りについてはどういうふうに捉えていらっしゃるって、対策をどう考えているかというのについて、聞かせていただきたいというのが質問が1件です。

もう1件、何人も意見がありましたけれど、やっぱり川崎市の先生方へのアンケートの結果とかパブコメにもちゃんと書かれていて、我々も4月の教育委員会の御報告のときに、それを確認しているんですけども、問題行動という捉まえ方、もともと調査の趣旨が違うところの調査を、国の調査と川崎の調査ということで提示されて、それは非常に丁寧につくられ、開示されていますが、取り方によっては、学校はこの不登校も含めて問題行動と見ているんだというふうに解釈された、誤解されたというか、そういう父兄の方、保護者の方はおっしゃる方は多かったと思うんですね。

これ、やっぱり表現はこれを調査するんであれば、少し変えていくとか、そんなことも必要なのかと。これは意見です。そういうふうに思いました。

【小田嶋教育長】

では、質問について、お答えをお願いします。

【板橋支援教育課担当課長】

御質問ありがとうございます。

幼稚園、保育園と小学校のつなぎのところにつきましては、非常に課題だと考えております。特に小学校低学年の不登校のお子さんが増えていることというのは、本当に危惧しておりますので、今後、幼稚園、保育園との連携というところを、区役所を含めて、どういうことができるかということは、早急に対応してまいりたいと思います。

昨年度は懇談会を実施したんですけれども、そこで未就学児の支援を行っていらっしゃる民間団体の方にも入っていただいて、御意見等を頂戴しておりますが、引き続きそのような取組を進めてまいりたいと思います。

また、問題行動等調査の文言につきましては、国の調査を基に行っておりますので、そのところは変えられないところもあるんですが、不登校は誰にでも起こり得るもので、問題行動ではないということを社会に発信していくことは非常に重要だと考えておりますので、できることをどんどん発信していきたいと考えております。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

どうぞ。

【西井委員】

国の調査かもしれませんが、国の調査は時々表現がお役所的で、とんでもない表現をまだ使っているなというのが結構ありますのでね、そこはやっぱりそのまま出すんじゃなくて、捉まえ方としてもちょっと考えた表現に変えていければいいんじゃないかなと、つまり子どもがどう感じるか、親がどう感じるかという目線で、アレンジするのは現場の知恵でやらしてもらっていいんじゃないかと思いますので、ぜひお考えください。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

御丁寧な説明ありがとうございました。

私からは一つ、例えば別室指導、教室に入れない子たち、一学年に何人もいると思うんですけど、別室指導への誘導がスクールコーディネーターさんとかでしやすいと思うんですけど、フリースクール等、民間団体と連携した取組、例えば不登校になったお子さんの保護者さんに、フリースクールと言いにくいと思うんですよ、万が一そういう発言も言い方を間違えると、学校に來ないでくださいということですかと取られかねないというか、先ほどもあった陳情みたいな案件になりかねないと思うんですね。

その辺のうまい切り口というか、そんな勧めるタイミングですとか、そういうのがもしあれば、そういうのを現場の先生方にアドバイスとかして差し上げるとすごくいいんじゃないかなと思うんです。

不登校の別室はすごく入りやすいし、親御さんも納得すると思うんですけど、そこから一歩進むのはとても難しいと思うので、その辺、現場への御指導もよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

これだけたくさんのパブリックコメントと、それから指針の取りまとめをありがとうございます。

どうしても思い入れがあるのでお伝えしたいことがたくさんあるんですが、4つ意見をさせていただきます。

1つは、本当に細かい話で申し訳ないんですけど、概要版の2ページ目に、担任等による丁寧な指導というところで、きめ細やかな指導があるんですけども、きめ細やかで指導というのは、具体的にどういう学校像なのかというところがわかるようで、わからないというのが率直な感想です。

何だか指導という視点そのものが、もしかしたら先生からずっと横にいてそばできめ細やかにずっと何かされるという、子どもにとってはもしかしたら逆に窮屈な感じを与えてしまうかもしれない。個別最適というのも、もはや学校はいろんな学びの選択肢を用意して、その中で子どもたちが自分に合うものを自分で選んでいけるような力を持ってもらおうということが大事なので、きめ細やかはそういうところにきめ細やかになってほしいと思うんですけど、ぱっと言葉を取ると、また先生にとって指導の負担感が増えるみたいなイメージに取られかねないので、せっかくこう思い描いているものがあって、働き方改革も子どもに学びを委ねるためのもの、その認識のずれが少ない表現だといいいかなというふうに思ったのがまず1つです。

あと、その下の「ウ」のところで、「チーム学校」による指導というのがあるんですけど、これ、私の本当に身近な範囲の話で申し訳ない、お母さんの友達の中で聞いたんですけども、稗原小学校だったかな、年度回りで異動のときに、校長先生と保健室の先生と支援コーディネーターの先生が、一度に入れ替わったというのを聞いたんですね。

やはり子どもがいろんな対策をしてもらうときに、校長先生と保護者の方が交渉に当たると思いますが、コーディネーターの先生も密に付き合いあるでしょうし、教室に入らないとき保健室にお世話になることもあると思うんですけど、そのよりどころになる主要なメンバーが一度に替わるというのは、異動のときにもう少し配慮があるといいのかなというふうに思いました。

それから、保護者に対しての支援の部分で、フリースクールを勧めにくいと森川さんの話もありましたけれども、そういうこともこちらからというよりは、この不登校の親がこのサイトを見ればいいですよというようなまとまったサイトがあるといいかなと、親の会だったり、市内にあるフリースクールだったり、それからさっきの往復交通費や宿泊行事の補助なんかもありますよとか、もっと欲を言えば、やはり月額2万円ぐらい、予算が取れたらいいなというのは本音ですけども、1つまとまったサイトが横浜市なんかすごく分かりやすかったので、川崎もいっぱい資源を持っているので、うまくまとめて届けてあげられたらもっといいのかなと思います。

長くなります。最後に、多様化校のことなんですけれども、多様化校をつくることによって、通常地域の学校に合わなければ、多様化校という選択肢もあるよという考え方もできるけれども、多様化校に行けばいいじゃないかみたいな考え方になってしまうと、結局、特別支援学校と特別支援級とかの間違ったお勧めの仕方と同じで、何か居場所がなければこっちへこっちへとになってしまうので、結局、多様化校だって足りないんじゃないか、サテライトをつくったって足りないんじゃないかということが想像できるわけですね。

多様化校をつくるエネルギーとか予算があるならば、本当に取り組むべきことは、全ての学校そのものがもっと多様性を前提としたものに生まれ変われば、新たな器をつくる必要は本当はないんじゃないかな。すごく究極の理想論ですけど、それでも、国の指針もあって多様化校をどうしてもつくるというのであれば、ぜひここでいろんな学び方を存分に試していただいて、評価の方法なんかもここでいろいろ試していただいて、そこでうまくいった例とか子どもが伸び伸びしている例をほかの学校に展開するような、実験的なことがいっぱいできるような学校として、役割を果たしていつてもらえるといいなというふうに思います。すみません、長くなりました。

【小田嶋教育長】

貴重な御意見ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第15号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

12 閉会宣言

【小田嶋教育長】

以上を持ちまして、本日の定例会は終了といたします。

(15時54分 閉会)